

OFCの運用方針（案）について

検討事項1 「両発電所が共に緊急事態に至った事態」の考え方

【方針】

- 両発電所が共に緊急事態となった場合については、原子力災害対策マニュアルにおいて、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所を対象として「同時に緊急事態（SE又はGE）が発生した場合」と記載されている。
- このことから、原子力災害対策マニュアルの考えを基に、両方の発電所が共に10条（SE）または15条（GE）に至った時点をもって「両方の発電所が共に緊急事態に至った事態」とする。

検討事項2 両発電所が共に緊急事態に至った場合における統合現地本部の設置場所やそのタイミング

【方針】

<統合OFCの設置場所>

- OFCに設置する現地対策本部は、両発電所を対象とした1つの現地対策本部を設置する。
- 統合現地本部の設置場所やそのタイミングは、事態進展が先行した発電所のある地域のOFCとすることを基本とする。
- 両発電所とも事態進展がほぼ同じような場合などは、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯地域のOFCに原則として設置することとする。但し、自然災害によりOFC自体やアクセス道路、臨時ヘリポート等に著しい被害がある場合はその状況により決定する。

<統合現地本部設置のタイミング>

- 両発電所の状態によって以下のとおりとする。

（例1）

発電所の状態：大飯で警戒事態が継続している状態において、高浜の事態が進展してSEに至る可能性が高まった状態

統合タイミング：先行して事態進展がみられた高浜発電所が、AL（第二段）もしくはSEに至った時点で高浜OFCに統合

（例2）

発電所の状態：大飯、高浜が共にほぼ同じタイミングでSEやGEに進展する可能性がある状態

統合タイミング：両発電所とも事態進展がほぼ同じ場合には、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯OFCに統合
どちらか一方の発電所が、AL（第二段）もしくはSEに至った時点で統合

※その他にもいくつかのパターンが想定される

検討事項3 統合現地本部が設置されたOFCの役割ともう一方のOFCの役割

【方針】

- 統合現地本部を設置後、統合したOFCにおいて大飯、高浜両地域についての原子力災害対策を実施。
- もう一方のOFCについては、統合後においても万が一に備え、いつでも活動できるように完全に封鎖することなく、引き続きOFCとしての機能を維持。
- さらに、もう一方のOFCについては、EMCの測定グループや実動組織の方の活動拠点などとしても活用。

検討事項4 現地本部の統合及び中央と現地における各種本部の設置に関する整理

【方針】

- 両発電所が共に緊急事態に至った事態の各種本部は、基本的には両発電所を対象とした本部とする。また、本部の名称については、両発電所の状態に応じて変更し、設置する。

(例1)

発電所の状態：大飯発電所が施設敷地緊急事態で、高浜発電所が施設敷地緊急事態

本部の名称：

【中央（官邸・ERC）】大飯発電所事故及び高浜発電所事故に関する規制委・内閣府原子力事故合同対策本部

【現地（OFC）】大飯発電所事故及び高浜発電所事故に関する原子力事故合同現地対策本部

※統合された1つの本部・現地本部が設置される

(例2)

発電所の状態：大飯発電所が全面緊急事態で、高浜発電所が施設敷地緊急事態

本部の名称：

【中央（官邸・ERC）】・大飯発電所事故に関する原子力災害対策本部
・高浜発電所事故に関する事故対策本部

【現地（OFC）】・大飯発電所事故に関する原子力災害現地対策本部
・高浜発電所事故に関する原子力事故現地対策本部

※2つの本部・現地本部がそれぞれ設置される

※その他にもいくつかのパターンが想定される

【参考】大飯OFC及び高浜OFCの位置関係について

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をOFC等に派遣するが、その経路は、石川県小松基地を経由する。
- 小松基地からのアクセスや、臨時ヘリポートからOFCまでのアクセスなどを考慮すると、大飯OFCが国の要員等の参集が地理的に容易である。

